首里城正殿復元の機運醸成及び首里周遊促進事業

龍潭ライトアップ警備業務委託仕様書

１　件名　首里城正殿復元の機運醸成及び首里周遊促進事業龍潭ライトアップ警備業務委託

２　履行期日

令和 8 年 11 月 20 日（金）～令和 9 年 2 月 28 日（日）※予定

３　履行場所　別紙　史跡指定範囲平面図　【龍潭及びその周辺】

４　業務概要

那覇市が主催する「首里城正殿復元の機運醸成及び首里周遊促進事業龍潭ライトアップ」の実施に際し、イベント来場者に対する安全対策等の業務（以下「本業務」という。）を行う。また、本業務に係る市との事前会議を行う。

５　業務内容（龍潭ライトアップ）

龍潭ライトアップ実施区間内に、指定された時間において人員を配置し、警備を行う。

⑴概要

履行日	履行時間	配置数（資格者数）	業務	業務内容
R8 年 11 月 20 日（金） R9 年 2 月 28 日（日）	18 時～22 時	1 人	警備業務	混雑状況を把握し、臨機応変に対応する。また、緊急事案等の対応にあたる。歩行者等の安全確保誘導を行う。警備エリアを巡回し雑踏混雑場所の把握、適時雑踏整理を行い、雑踏事故を防止する。点灯していない照明器具（漏電している）がないか確認・報告する。消火器を取り、配置につく。

⑵履行場所

別紙　史跡指定範囲平面図　【龍潭及びその周辺】

⑶服装　公安委員会届出の制服とする。

⑷装備資機材　無線機・拡声器・雨具・誘導灯及び警笛等必要な装備を用意すること。

⑸配置基準について

①**警備業法を遵守し、警備検定資格保有者を必要人数配置すること。**

②配置する警備員については、警備業法上の警備員教育を受講した警備員であること。

③配置指定場所には、業務履行時間中、常に警備員を 1 人以上置くものとする。ただし、現場の状況や警察等の協議の結果により、配置人数の増員や時間等の変更が必要となった場合は、受託者が責任を持って対処すること。

７　応急救護体制について

けが人・病人等が発生した場合は、係員は自己判断せずに速やかに那覇消防本部中央消防署に状況を報告し、消防署の指示により救護活動を行う。怪我や病気の程度によっては首里城公園管理センターから救急車の要請及び病院の手配を行う。

８　警備計画書の作成及び事業実施報告書の提出

⑴警備計画書

緊急時の連絡体制及び警備計画書を作成し、市の承諾を得ること。また、市が指定する会議には毎回出席するものとし、本業務に係る警察との調整がある場合は受託者において行うこと。

提出期限：履行期日の 2 日前

提出場所：那覇市泉崎 1－1－1　6 階　那覇市観光課

⑵事業実施報告書

業務終了後 20 日以内に、本仕様書に定めた業務内容を取りまとめた事業実績報告書（警備員の的確な配置を記録した写真、課題及び解決方法の検討を含む）を提出すること。

提出期限：業務終了後 20 日以内

提出場所：那覇市泉崎 1－1－1　6 階　那覇市観光課

９　業務に要する経費の負担区分

本業務を行うにあたり必要な受託者（警備員を含む。）の装備資機材、通信費、弁当代及び交通費等の諸経費は受託者の負担とする。

１０　保険の加入

労働災害保険に加入し、労働安全衛生に関する法令を遵守すること。

１１　再委託

受託者は、本業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、市の承諾を得なければならない。

１２　ライトアップ中止の場合の取扱い

⑴中止の決定が当日の 3 日前に決定した場合は費用の 50%、2 日前に決定した場合は 70%、前日に決定した場合は 100%の支払いとする。

⑵上記⑴以外の場合には、実際の勤務時間に応じて契約金額の範囲内で委託者と受託者が協議して決定するものとする。

１３　遵守事項

⑴常に周到な注意をもって職務を遂行すること。

⑵本業務実施については、警備業法、その他の関係法令を遵守すること。

１４　その他

受託者は、本仕様書の解釈について疑義が生じた場合等不明な事項については、その都度、市と受託者が協議して決定するものとする。